

講座

市民大学講座 受講生募集

今年の市民大学講座は、「脳」「躰」「心」を磨くことで、美しく新しい自分を発見することをテーマにしています。

オープニング・ステージ
7月8日(土) 13:00~13:25
出井紗希子さんのパーカッション演奏



入場券



講師 赤枝郁郎 (医学博士)

8/27(日) 13:30~15:00

演題 寓話に学ぶ



講師 ケンタロウ (料理家)

9/9(土) 13:30~15:00

演題 ケンタロウの
おいしい毎日

文学

市文学選奨作品募集

総社市文学選奨として、詩・短歌・俳句・川柳・小説・童話の6部門で作品を募集しています。



講師 かづきれいこ (フェイシャルセラピスト)

7/8(土) 13:30~15:30

演題 顔と心と
きれいについて



講師 加賀美幸子 (千葉市女性センター名誉館長)

7/15(土) 13:30~15:00

演題 ことばの心・
ゆとりの心

場所 市民会館
定員 1,018人 (定員になり次第、締め切り)

受講料 2,000円(4回分)

入場券販売場所 市役所、各支所、各出張所、各地区公民館
問い合わせ 市文化協会 (☎023491、総合文化センター内)

募集部門 ▼詩(現代詩に限る) ▼短歌 ▼俳句 ▼川柳 ▼小説(戯曲や映画、ラジオなどの脚本、随筆を含む) ▼童話

応募資格 市内に在住・在勤・在学の人。ただし、過去4年間で同一部門で2回入選した人(佳作は除く)は、その部門には応募できません

応募規定 ①各部門とも未発表の創作作品(平成17年11月1日から平成18年10月31日までの同人誌などへの発表作品は応募可)。ただし、他の文学賞へ同時に応募することはできません

②用紙は、A4判400字詰縦書原稿用紙を使用(パソコン原稿で応募する場合は、20字×20行の縦書きとする) ③各部門の応募点数と原稿枚数は次のとおり ▼詩3編 ▼短歌10首 ▼俳句10句 ▼川柳10句 ▼小説1編(原稿用紙100枚以内) ▼童話1編(原稿用紙20枚以内)

④応募用紙に所定の事項を明記し、作品に添付する ⑤原稿に

は部門と題名を記入し、氏名(筆名)は記入しない ⑥応募作品は、最終作品としてとらえます ⑦誤字・脱字・漢字や文法、事実上の間違いも審査の対象とします ⑧応募作品は、総社市教育委員会の出版物などで無償で使用できるものとします

⑨応募原稿は返却しません

応募締切 10月31日(火)

賞 各部門原則として入選1人、佳作若干名(入賞者には、賞状と賞品を贈ります)

発表 平成19年2月(入賞作品は、作品集に収録します)

応募先・問い合わせ 文化課文化振興係 (☎023491、〒719-1131 中央三丁目1番地102 総合文化センター内「総社市文学選奨」係)

行政改革

子どもたちに未来を託す

市民一人ひとりが「住んでよかった」、「住み続けたい」と真に実感でき、子どもたちに未来を託すことができる新しい総社市をつくるために行政改革を推進します。

- ① 事務事業の再編・整理、廃止・統合
行政が受け持つ領域や関与の必要性などを明確にします。また、使用料や手数料など行政サービスの受益と負担の見直しを行います。
- ② 地方分権に対応した組織・機構の見直し
新たな行政課題に対応できる簡素で効率的な組織づくりを行います。
- ③ 定員管理及び給与の適正化の推進
適正な定員管理と職員数抑制、給与の適正化を図ります。
- ④ 時代の変化に対応できる人材の育成及び確保
長期的な視野で職員の実力開発を推進します。
- ⑤ 行政の情報化の推進などによる行政サービスの向上

- ⑥ 行政の公正の確保と透明性の向上
手続きの簡略化や処理日数の短縮などの検討をするほか、情報公開を推進します。
 - ⑦ 経費の節減合理化などによる財政の健全化
経費全般について徹底的な見直しを行います。また、税の徴収率の向上に努めます。
 - ⑧ 公共施設の管理運営
民間業者やNPOなどの力を活用し、公共施設の効率的な管理運営を図ります。
 - ⑨ 公共工事の関係
公共工事のコスト削減に取り組みます。また、入札・契約手続きの改善を進めます。
 - ⑩ 出資法人の見直し
市が出資している法人の経営健全化を進めます。
- 総社市行政改革大綱とその実施計画については、市のホームページまたは総務課行政係の窓口で見ることができます。
- 問い合わせ** 総務課行政係 (☎023491、市ホームページ <http://www.city-soja.okayama.jp>)

運用状況

情報公開29件、個人情報保護7件の開示請求

平成17年度の情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況がまとまりました。

情報公開制度と個人情報保護制度の平成17年度(平成17年3月22日(市町村合併の日)から平成18年3月31日まで)の運用状況が、まとまりました。

まず、市の職員が職務上作成したり、資料として集めたりした文書・図画などの公文

書を市民の皆さんが閲覧したり写しを請求したりすることができる情報公開制度についてです。

下のグラフのとおり29件の開示請求に対し、開示15件、部分開示11件、不開示1件、未決定2件

開示請求の大半(24件)は、市長部局に対するもので、工事や補助金に関するものでした。次に、市が保有する個人情報について、適正な取り扱いに関するルールを作るとともに、市民の皆さんが、自分に関する個人情報を見直し、開示請求したり、誤っている場

合に訂正を請求したりするところの個人情報保護制度についてです。7件の開示請求に対し、すべて開示しています。情報公開同様、その大半の5件が市長部局に対する開示請求でした。

問い合わせ 総務課行政係 (☎023491)